

業務委託仕様書【案】

1. 業務委託名

地方独立行政法人長崎市立病院機構 個人未収金回収業務委託

2. 業務委託の目的

本業務は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）が運営する長崎みなとメディカルセンター（以下「病院」という。）における回収困難な個人負担分の診療費（以下「未収金」という。）に係る回収業務について、知識経験等を有する弁護士または弁護士法人（以下「受注者」という。）に委託することにより、患者負担の公平性の確保と未収金の縮減を図ることを目的とする。

3. 履行期間

令和7年（2025年）11月1日～令和10年（2028年）10月31日

4. 履行場所

受注者の事務所ほか

5. 回収業務の内容

病院における未収金の回収及びこれに付随する業務で以下に掲げるものとする。なお、業務の実施に当たっては、法人の信頼を損なうことのないよう十分に留意して対応することとする。

- （1）債務者、連帯保証人又は保証人及び相続人（以下「債務者等」という。）に対する文書や電話による督促等
- （2）居所不明者に係る住所等の調査
- （3）未収金の支払いに係る相談業務
- （4）債務者等からの入金に係る事務処理
- （5）その他未収金の回収のため必要な業務

6. 回収業務対象案件

- （1）回収業務の対象案件（未収金案件）は以下のとおりとする。

- ① 契約時において発生から3ヶ月を超えて未収状態となっている未収金のうち、今後の法人の督促によっても回収が見込めない未収金（時効期間が完了している債権を含む。）

- ② 契約時において発生から1ヶ月を超えて未収状態となっている未収金のうち、債務者等の転居、死亡等により請求先が不明となっている未収金
 - ③ その他、未収金の発生経緯から法人による請求の継続が適当でないと認められる未収金
 - ④ 契約締結後から契約終了日までに発生する①から③の未収金
- (2) 回収業務の対象案件について、法人が受注者に提供する情報は以下のとおりとする。
- ① 債務者等の氏名、住所及び電話番号
 - ② 債務者等の債務額及び債務に付随する情報
 - ③ その他委託業務の履行に必要な情報

7. 回収業務の実施体制

受注者は本業務の履行にあたり、業務責任者として弁護士を配置し、法人に届出ること。

8. 回収業務の実施方法

(1) 督促方法等

- ① 法人から提供された情報に基づき、催告書等の文書送付や架電により督促を行うこと。また、督促時には、未払いとなっている債権内容と金額、支払先及び支払期限を明示し、あわせて支払い方法の相談を受け付ける旨も明示すること。
- ② 債務者等に対して、回収業務の対象案件1件につき、文書及び架電を最低でも1回行うこと。
- ③ 督促により債務者等から受電又は来訪等による返答があったときは、支払相談及び支払請求を行うこと。
- ④ 債務者等の転居等により請求先が不明の場合又は債務者等の死亡時には法人と協議の上、適宜関係する市町村への住民登録の異動情報等の照会又は相続人調査を実施すること。
- ⑤ 債務者等又はその関係者から督促等に係る問い合わせがあり、その内容が法人から提供された情報以外に及ぶときは、直ちに法人に確認又は協議すること。

(2) 債務者等からの入金方法

債務者等からの未収金の徴収方法は、原則として受注者が指定する銀行口座への振込みによるものとする。なお、債務者等から受注者に現金書留郵便等による送金又は現金の持参があった場合は、受注者は速やかに当該指定口座に入金すること。

9. 実績報告

受注者は、毎月末日時点における回収業務の実績について、報告書により翌月10日（令和10年10月分にあつては同月末日）までに債務者等ごとの入金及び対応状況を法人に電子データで報告すること。なお、上記8.（1）の督促方法等により、受注者が回収不能案件と判断する場合は、その旨の報告書を合わせて提出すること。

10. 委託料

委託料は、成功報酬とし、各月末日までの1ヶ月に受注者が回収した未収金の金額（以下「回収金」という。）に100分の〇〇（契約にて定めた成功報酬率）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。なお、受注者が個人事業主の弁護士である場合は、上記の計算により求められる委託料（消費税及び地方消費税を除く。）を控除対象金額として、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うこととする。

11. 回収金の精算及び委託料の支払い

受注者は、毎月末日時点における当該月の回収金を合計し、委託料を差し引いた額を翌月の末日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときはその翌日）までに法人が指定する金融機関口座に振込むこととし、その振込みをもって委託料の請求及び支払いとみなすものとする。なお当該振込みに係る手数料は受注者の負担とする。なお、受注者が個人事業主である弁護士の場合は、委託料及び委託料に対する消費税及び地方消費税に加え、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額を合計した額を、回収金の合計額から差し引いて振り込むものとする。

12. 回収業務の実施に係る注意事項

- （1）回収業務対象案件に係る訴訟等については、原則として本業務の対象外とする。
- （2）回収金額

受注者による回収金は、本契約期間中に回収業務対象案件のうち受注者が回収した金額とし、以下の①及び②については受注者による回収金には含まれないものとする。

- ① 本契約期間中に、回収業務対象案件のうち直接法人に支払われた金額
- ② 本契約期間中に、回収業務対象案件のうち第三者機関（保険者等）から直接法人に支払われた金額

13. 個人情報保護

債務者等の個人情報保護に係る取扱いとは別紙1「個人情報取扱特記事項」のとおり

とし、受注者はその取扱いの重要性を認識し、本業務を実施すること。

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 法人から提供された個人情報の取扱いについては、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の「秘密保持の権利及び義務」の規定に則り、特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置するとともに、個人情報の取扱いを適法かつ適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者（そのスタッフを含む。以下同じ。）は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約終了後又は本契約解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要最小限の範囲内の個人情報を適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 受注者は、法人の指示又は承認があるときを除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 5 受注者は、法人の承認があるときを除き、本契約による業務を行うために法人から提供された個人情報について、複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第 6 受注者は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、法人の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを再委託又はこれらに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第 7 受注者は、本契約による業務を行うために法人から提供され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等については、業務完了後直ちに法人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、法人が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第 8 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに法人に報告し、法人の指示に従うものとする。